（規模並びに構造及び設備の基準）

第十七条　法第四十九条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（加齢対応構造等の基準に準ずる基準）

第十八条　法第四十九条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、既存の住宅その他の建物の改良により賃貸住宅の整備が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、第三十八条の基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等について適用されるものであって、第四条各号に掲げるものとする。

（法第五十一条第一項第一号の国土交通省令で定める年齢その他の要件）

第二十七条　法第五十一条第一項第一号の国土交通省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

一　（略）

二　次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

イ　（略）

ロ　同居する者が配偶者、六十歳以上の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると事業主体が認める者であること。

（事業認可申請書の記載事項）

第三十一条　法第五十三条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、終身賃貸事業が基本方針（当該終身賃貸事業が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、当該終身賃貸事業が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨とする。

（削る）

（削る）

（事業認可申請書）

第三十二条　法第五十三条第一項の事業認可申請書の様式は、別記様式第一号とする。

２　事業認可申請書には、法第五十三条第二項に規定する書面のほか、都道府県知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（削る）

（規模並びに構造及び設備の基準）

第十七条　法第四十九条第一項第二号の国土交通省令で定める規模並びに構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（加齢対応構造等である構造及び設備の基準に準ずる基準）

第十八条　法第四十九条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、既存の住宅その他の建物の改良により賃貸住宅の整備が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、第三十四条第一項の基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備について適用されるものであって、第四条各号に掲げるものとする。

（法第五十一条第一項第一号の国土交通省令で定める年齢その他の要件）

第二十七条　法第五十一条第一項第一号の国土交通省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

一　（略）

二　次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

イ　（略）

ロ　同居する者が配偶者、六十歳以上の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると公営住宅の事業主体（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体をいう。以下「事業主体」という。）が認める者であること。

（事業認可申請書の記載事項）

第三十一条　法第五十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　賃貸住宅の整備をして事業を行う場合の当該整備の実施時期

二　事業が基本方針（当該事業が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、当該事業が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨

（事業認可申請書）

第三十二条　法第五十三条第一項の事業認可申請書の様式は、別記様式とする。

２　事業認可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　認可を申請しようとする者が当該認可に係る賃貸住宅の整備（既存の住宅その他の建物の改良によるものを除く。）をしようとする場合にあっては、縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図